



Title	「札幌市環境基本計画」の見直しについて
Author(s)	梅津, 忠広
Description	第13回衛生工学シンポジウム（平成17年11月17日（木）-18日（金） 北海道大学クラーク会館）．一般セッション．2 事例報告．2-2
Citation	衛生工学シンポジウム論文集, 13, 67-70
Issue Date	2005-11-16
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/1333
Type	departmental bulletin paper
File Information	2-2_p67-70.pdf



2-2 「札幌市環境基本計画」の見直しについて

○梅津 忠広（札幌市環境局環境事業部計画課）

1 はじめに

札幌市では、かけがえのない地球環境を保全するとともに、環境への負荷が少ない持続的に発展することが可能な札幌を構築するため、1998年7月に「札幌市環境基本計画」を策定した。その後、この計画に基づき環境保全・創造のための取り組みを進めてきた。

しかし、計画策定後6年が経過し、その間には、地球温暖化の進行や有害化学物質による環境汚染の顕在化など環境問題はますます拡大・深刻化し、地球温暖化による気候の変動をはじめとして、私たちの生存基盤をゆるがす環境の危機が世界中で強く叫ばれるようになった。2005年2月には、地球温暖化防止のための「京都議定書」が発効し、国際的な責務を果たしていくため、率先して地球環境保全のための取り組みを進めることが求められている。また、身近な環境でも、ごみ問題、みどりの減少や水辺の喪失など様々な環境問題に直面している。このように環境を取り巻く状況は大きく変化しており、これに適切に対応していくため、札幌市環境審議会の答申を踏まえて環境基本計画を改定したので、その概要について紹介するものである。

2 札幌市のこれまでの主な取り組み

札幌市では、これまでに多雪・寒冷地ゆえに生じた二つの大きな環境問題を克服してきた。一つは、1950年代から1960年代後半にかけて、冬期の石炭暖房に起因する大気汚染や河川の水質汚濁が大きな環境問題となった。さらに、1970年代からはスパイクタイヤによる大気汚染が社会問題化した。

このような環境問題に対して、都心におけ

る大規模な熱供給の導入、ごみ焼却熱の有効利用、積極的な下水道の整備、スパイクタイヤの使用禁止などに取り組み、その解決を図ってきた。

しかし、北海道の中心都市として発展を続けてきた札幌は、大都市共通の悩みである都市生活型の環境問題に直面し、特に自動車交通の増加に伴う交通公害や、社会経済活動の拡大に伴う廃棄物問題、身近な自然環境の喪失などが大きな課題となった。また、世界でも数少ない多雪・寒冷地の大都市の特性として、除排雪・融雪や暖房に伴うエネルギー消費の抑制が求められるとともに、北方圏を代表する大都市として、共通の環境特性を有する北方圏諸都市と連携しながら、地球環境問題の改善と解決に向けた積極的な取り組みが求められた。

このような背景の中で、1995年12月に、良好な環境の次世代への継承及び持続的発展が可能な都市の構築などを基本理念とする「札幌市環境基本条例」を制定した。これに基づいて、1998年7月に環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「札幌市環境基本計画」（以下「計画」という。）を策定した。

計画の策定以降、ごみ発生抑制やリサイクルの推進を目的とした「札幌市一般廃棄物処理基本計画（さっぽろごみプラン21）」（2000年）や、温暖化防止のための具体的な取り組み等の推進を目的とした「札幌市温暖化対策推進計画」（2001年）、水環境、地盤・土壌環境や生態系を一体的に保全・回復することを目的とした「札幌市水環境計画」（2003年）等を策定した。環境の保全・創造施策を推進するため、市街地周辺の緑の減少に対しては、

「札幌市緑の保全と創出に関する条例」(2000年3月)を制定し、市民・企業・行政が協働で、緑の豊かな自然と調和した都市環境を築き上げることとした。また、工場等を発生源とする公害を防止するため大きな役割を果たしてきた「札幌市公害防止条例」(1972年制定)を今日の環境問題に対応するものとするため、2002年3月に全部改正し、「札幌市生活環境の確保に関する条例」を制定した。

一方、環境の保全・創造に関する施策を推進するに当たっては、市民や企業の参加が極めて重要であることから、環境基本条例に基づき市民や企業の立場から環境保全について協議を行う組織として「札幌市環境保全協議会」を1996年に設置し、2年の任期で様々な活動などを通じて協議を進め、その結果を市長へ報告している。1997年には、「ローカルアジェンダ21 さっぽろ」を策定し、地球環境保全のために札幌の市民や企業、行政が取り組むべき具体的な行動計画を示した。

3 改定の背景及び方針

このように札幌市では、計画に基づき、環境保全・創造のための様々な施策を実施してきた結果、札幌の環境は解決の方向に向かっているものや良好な状態に保たれているものもあるが、依然として解決すべき問題が多く残されている。このことから、計画における課題を次のように整理した。

- ①計画が環境保全・創造のための施策の推進や市民・企業が環境保全・創造に取り組む上で十分に機能していない部分がある。
- ②計画策定後も環境問題は拡大・深刻化しており、それらの解決に向けた新たな対応が必要となっていること。

これらの課題を解決するとともに、社会を構成するすべての主体の参加と協働による取り組みの必要性を踏まえ、めざすべき目標

の実現上の課題やその具体的な対応に着目して、以下の方針により計画の改定を行うこととした。

- ①基本理念・札幌がめざすべき環境都市像・計画期間を継承する。
- ②目標、施策、行動指針の修正や追加、より札幌らしい、札幌ならではの計画をめざす。
- ③実効性確保のための計画推進におけるマネジメントの仕組みを強化する。
- ④市民・企業・活動団体等の参加・協働による改定を進め、より共有できる計画とする。

4 改定の経緯

2003年9月、札幌市環境審議会(以下「審議会」という。)に「環境基本計画の改定について」諮問した。審議会では、部会を含めて10回の会議を行い、2004年7月に改定の方向性を示す中間答申がまとめられた。この間、審議会による市民等の意見募集や意見交換会が行われ、これらの結果も中間答申に反映された。

札幌市は、審議会の中間答申を踏まえ2004年11月に計画の改定案を作成し、1ヵ月間の市民意見募集を実施した。

審議会は、改定案について、さらに2回の会議を行い2005年2月に最終答申をおこなった。これを踏まえて札幌市は2005年3月に改定計画を策定した。

5 改定における市民参加

(1) 審議会への市民参加

審議会は、学識経験者や関係行政機関の職員等で構成されているが、札幌市環境保全協議会(以下「協議会」という。)から推薦を受けた3名の委員が加わっている。この協議会は本市独自の組織で、公募市民のほか、事業者や環境保全活動団体の推薦を受けた者で構成され、本市の環境保全施策等に関して協議を行っている。

さらに、計画を市民・企業・活動団体等との協働で改定する観点から、協議会委員経験者らが自主的に組織した「『札幌市環境基本計画』市民参画会議」からメンバー1名が臨時委員として審議会に加わった。

(2) 改定に関する市民議論

審議期間中に資料をホームページや「札幌市環境プラザ(北区北8条西3丁目札幌エルプラザ内)」で公開し、随時、意見を募集した。また、中間答申案に対して1ヵ月間の意見募集を行うとともに、審議会委員と市民、高校生、事業者が直接対話して意見を聴く意見交換会を行った。また、審議会の中間答申を踏まえ、本市が作成した計画の改定案について、1ヵ月間の意見募集を行い併せて市民・企業・活動団体等への説明会を開催した。これらの市民議論における参加者数、意見数等を表-1に示す。

表-1 改定に関する市民議論

時期	参加者・意見数等
2002年9～10月	●環境意識調査実施 市民1,000人、活動団体611団体、企業597社
2003年9月	●環境意識調査実施 市内小学5年生6,654人、市内中学2年生3,305人
2004年1月	●環境審議会による随時意見募集 5月23日までの116日間 5名から9項目の意見
2004年4～5月	●中間答申案に対する意見提案募集 31日間 26名から123項目の意見
2004年5月	●環境審議会委員による市民・活動団体、高校生、事業者との意見交換会 審議会委員15名 市民・活動団体21名165項目の意見 高校生9名62項目の意見 事業者13名69項目の意見
2004年11～12月	●計画改定案に対する意見・提案募集 30日間 41名から248項目の意見
2004年12月	●計画改定案についての説明会 市民・企業・活動団体等38名参加
計画改定に係る市民議論	157名の参加による676項目の意見・提案

6 改定の概要

(1) 改定計画の基本的事項と構成

改定計画の基本的事項について、表-2に示す。また、改定計画は5つの章により構成されており、その概要について図-1に示す。

表-2 改定計画の基本的事項

事項	内容
位置づけ	環境基本条例の理念実現のため、環境保全・創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進を目的とするものであり、環境保全・創造を目的とする行政計画、その他環境保全・創造に関する事項を定めるものの上位計画
役割・性格	環境政策の基本であり、市民・企業・行政がこれらに取り組む上での基本的指針
期間	1998年度から2017年度までの20年間
対象地域	札幌市の行政区域。ただし、行政区域を越えた取り組みが必要な施策等については、国、道、近隣市町村との協調・連携を推進
対象分野	市民生活のあり方、企業活動のあり方、自然環境のあり方、都市づくりのあり方について指針を提示

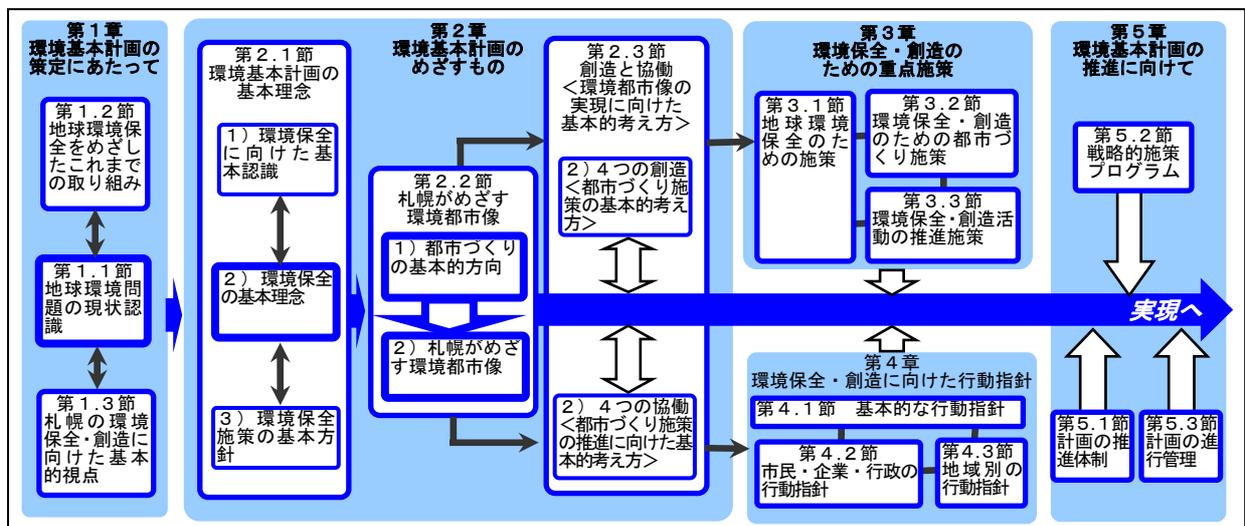


図-1 札幌市環境基本計画(改定計画)の構成

(2) 環境都市像の体系的整理と追加

環境都市像は、良好な環境の保全と創造をめざした都市づくりの将来像であり、市民・企業・行政が共有する目標である。改定計画では、図-2に示すとおり、札幌がめざす環境都市像を「環境文化都市」とし、その実現に向けてさらに3つの都市像（「循環型都市」「共生型都市」「参加・協働型都市」）を設定した。このうち、「参加・協働型都市」は、市民・企業・行政が協働で環境保全・創造活動を推進する将来像を明確にするため、新たに設定した。



図-2 環境都市像の体系的整理と追加

(3) 重点施策における目標及び施策の充実

環境保全・創造のための重点施策は、15の分野について表-3のとおり設定されている。

表-3 改定計画の重点施策

地球環境保全のための施策	地球温暖化の防止
	森林機能の保全と育成
	酸性雨(雪)の防止
	オゾン層の保護
環境保全・創造のための都市づくり施策	エネルギーを有効に利用する都市の実現
	環境低負荷型の交通網をもつ都市の実現
	廃棄物の少ない都市の実現
	良好な水環境を保全する都市の推進
	豊かな自然環境に包まれた都市の実現
	うるおいと安らぎのある都市の実現
	健康で安心して生活できる都市の推進
環境保全・創造活動の推進施策	環境教育・学習活動の推進
	市民・企業・活動団体等の環境保全・創造活動の推進
	環境保全・創造に寄与する産業や技術の振興
	地球環境保全に向けた国際的連携・協調関係の形成

各重点施策には、市民・企業・行政に共通の目標として、基本目標を設定しているが、市民や企業に期待される役割として、新たに「市民の目標」及び「企業の目標」を提示した。また、具体的な数値目標となる定量目標は、計画の7重点施策11項目に対し、改定計画では11重点施策28項目と大幅に増やした。重点施策ごとに示した個別施策についても、地球環境問題などの解決に向け、充実強化を図った。

(4) 環境指標の設定

環境指標は、改定計画の進捗状況を把握し、総合的に評価するための指標として、新たに設定した。15の重点施策すべてにおいて、57項目の環境指標を設定し、計画の進行管理に用いることにした。

(5) 推進体制及び進行管理の充実強化

環境基本計画は、市民・企業・行政が一体となって目標の達成に向け努力する計画である。このため、計画の推進体制における市民・企業の参加と協働の仕組みを明確にするため、「(仮称)環境基本計画推進会議」を新たに設置することにした。また、計画の実効性を高めるため、進行管理にPDCAサイクル[計画の策定・見直し(Plan)→各主体における事業・取り組み等の実施(Do)→事業・取り組み等の実施状況等の点検・評価(Check)→点検・評価結果等の公表(Publish)→事業内容等の改善・見直し等(Act)]を導入し、各段階における実施主体、時期、手順などを明確にして、進行管理が確実に実行されるようにした。

(6) 戦略的施策プログラムの設定

戦略的施策プログラムは、計画全体の推進を牽引することを目的として、優先的に取り組む必要のある「自動車交通」「エネルギー」「環境教育・学習」の3つの分野について新たに設定した。このプログラムは、概ね5年の期間で効果的に施策・事業を行うことにしており、

- ①自動車に頼らない街にする！
- ②エネルギーを大切に使う社会を先導する！
- ③環境教育・学習に街全体で取り組む！

この3つのテーマごとに目標を定め、市が実施する施策・事業とともに、市民、企業、活動団体・町内会の役割を示した。

7 まとめ

世界に誇れる環境の街「環境文化都市さっぽろ」の実現をめざす札幌市として、市民・企業・活動団体等の参加による合意形成のプロセスを重視し、各主体の協働のもと、より積極的かつ着実に改定計画の推進に取り組んでいくこととしている。